

第 6606 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 1月 22日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

Q : 令和3年の税制改正では、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制が創設されるようですが、どのような内容なのか？

A : 次のような内容です。

【解説】

令和3年の税制改正で、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制が創設されます。概要は、次のとおりです。

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の事業適応計画(仮称)について同法の認定を受けたものが、改正法の施行日から令和5年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の事業適応(仮称)の用に供するためにソフトウェアの新設もしくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用(繰延資産となるものに限る)を支出した場合には、次の措置を講じる。

①取得等をして国内にある事業の用に供した事業適応設備の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%(グループ外の事業者とデータ連携をする場合には5%)の税額控除との選択適用ができることとする。

②上記の繰延資産の額の30%の特別償却とその繰延資産の額の3%(グループ外の事業者とデータ連携をする場合には5%)の税額控除との選択適用ができることとする。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】